

らいとケア上戸祭 運営規程

(指定訪問介護事業所・第1号訪問事業所)

第1条 (事業の目的)

株式会社らいとケアが開設するらいとケア上戸祭(以下、「事業所」という。)指定訪問介護事業所・第1号訪問事業所が行う指定訪問介護・第1号訪問事業(以下「サービス」という。)の各事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態、要支援状態又は総合支援事業対象者である高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

訪問介護の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

第1号訪問事業の事業は、利用者²が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持・改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 サービスに当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 らいとケア上戸祭
- (2) 事業所の所在地 宇都宮市上戸祭町3004-2

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5名以上(うち1名以上はサービス提供責任者と兼務)

訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。

- (4) 事務員 1名以上
必要な事務を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日までとする。
(祝日等の国民の休日は営業しない)
ただし、12月29日から翌1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 24時間365日
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 (サービスの内容及び利用料)

サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、又は宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に応じた額とする。

* 指定訪問介護

- 1) 身体介護
2) 生活援助

* 指定第1号訪問事業

- 1) 第1号訪問事業費 (1) : 1週に1回程度
2) 第1号訪問事業費 (2) : 1週に2回程度
3) 第1号訪問事業費 (3) : 1週に2回程度を超える場合

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1) 事業所の実施地域を超える地点から、道なり1Km 当たり20円
2) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条 (緊急時等における対応方法)

訪問介護員等は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の実業の実施地域は、宇都宮市内とする。

第9条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- 2) 虐待防止のための指針の整備
- 3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第10条 (その他運営についての留意事項)

事業所は、すべての訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 2) 継続研修 年間4回以上
- 2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4 提供したサービスについて、利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずる。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社らいとケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. 平成22年 4月 1日 施行
2. 平成27年 8月20日 改訂
3. 平成30年 4月 1日 改訂
4. 令和 4年 3月 1日 改訂
5. 令和 6年 3月31日 改訂